

茨市推第 2087 号
令和 3 年 2 月 27 日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 3 年 3 月 1 日（月）以降、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から「大阪府」を除外することが決定されました。

また、大阪府では、令和 3 年 2 月 26 日（金）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、「医療非常事態宣言」が解除され、レッドステージ（非常事態）からイエローステージ 2（警戒）に移行（3 月 1 日から 3 月 21 日まで）されるとともに、府民に対し、「4 人以下でのマスク会食の徹底」をはじめ、「飲送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること」や「不要不急の外出・移動は自粛すること」などが要請されています。

本市では、国及び府の方針や要請を踏まえ、令和 3 年 2 月 27 日（土）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

その主な内容といたしましては、公共施設のご利用にあたり、原則、大声での歓声や声援がないことを前提としうる活動等の収容率を 100%以内とすること、また、午後 8 時以降の利用制限を解除することなどを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、できる限り、不要不急の外出・移動を自粛していただくとともに、引き続き、適切な感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。